令和6年1月19日現在

令和6年能登半島地震により被災し北海道内に避難された世帯に対する 生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金)のご案内

貸付限度額 10万円以内

※次の場合は20万円以内とすることができます。

(世帯員の中に死亡された方がいる場合、世帯員の中に要介護者がいる場合、世帯員が4人以上 いる場合、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯で北海道社会福祉協議会が認める場合)

◆利子 無利子

◆据置期間 貸付の日から1年以内

◆償還(返済)期間 据置期間経過後2年以内

※償還(返済)期間内に返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

■お貸しできる対象世帯

令和6年能登半島地震により、災害救助法の適用となった地域及び被災したため特例 措置が必要な地域に住所を有し、北海道に避難され当座の生活費を必要とする世帯

- ※1カ月程度以上、北海道に居住される予定で、継続的に連絡が取れる必要があります。
- ※1世帯に付き、1回限りの貸付けです。

■申込手続き

避難先に所在する市町村社会福祉協議会で行います。

住所はこちらから確認できます→



■申込時に必要な書類

- ①ご本人様の身分、避難前の住所などを確認できるもの(運転免許証、健康保険証、 マイナンバーカード、住民票など)
- ②貸付金を送金する口座を確認できるもの(通帳、キャッシュカード) ※口座への振込となりますが、状況により現金での対応も可能です。

■その他

市町村社会福祉協議会で受付けをした後、北海道社会福祉協議会で貸付審査を行った上で、貸付を決定します。なお、審査の結果、お貸し出来ない場合もあります。

【この貸付制度に関するお問合せ先】

避難先に所在する市町村社会福祉協議会

または、北海道社会福祉協議会 生活支援部011-241-4050 までご連絡ください。